

平成30年度医療管理講演会のご案内

『就業規則作成のポイントと 歯科医院で活用できる助成金情報』

歯科医院と従業員との約束（労働契約）を明文化したものが就業規則です。労働基準法に定める基準に満たない労働条件を約束することはできませんが、それ以外は歯科医院と従業員の間で自由に約束して就業規則に定めることができます。

しっかりとした就業規則を作成することで医院とスタッフの信頼関係を構築するための一助となればという思いから社会労務士の方に講演をお願いしました。

歯科医師の先生方はじめ、歯科関係者の多数のご参加をお待ちいたしております。

講師

社会保険労務士 平沼 香菜子 先生

講演内容

働く側の権利義務の情報が広まってきていることから、今はスタッフの数にかかわらず就業規則を作成するところが増えています。自分で就業規則を作成する場合の注意事項や作成した後の対応についてなどをお伝えします。

日時

平成30年 9月 29日（土） 18:30～20:30

場所

藤沢市歯科医師会 藤沢市口腔保健センター 4階ホール
〒251-0025 藤沢市鵜沼石上2-10-6（藤沢駅南口から徒歩15分程度、下地図参照）

定員

80名（先着順）

対象者

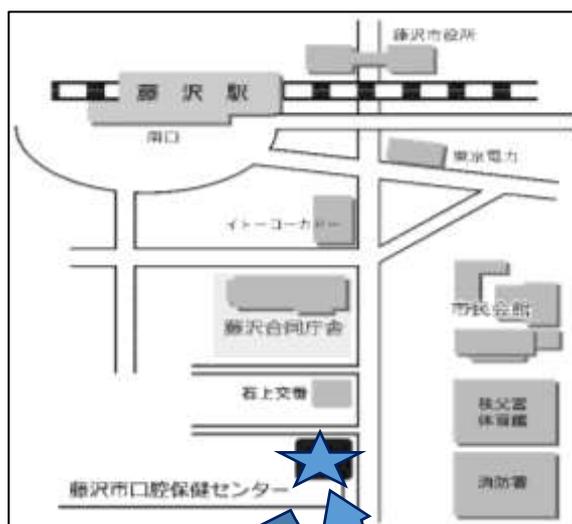
歯科医師、歯科衛生士、
歯科助手、その他

申込方法

参加希望者は裏面申込書に
必要事項をご記入の上
9月21日（金）までに
FAXでお申込みください。

問合せ先

藤沢市歯科医師会（担当：残間）
☎ 0466-26-3310



主催：公益社団法人 藤沢市歯科医師会

共催：一般社団法人 神奈川県歯科医師会